

瀬町衛第 234 号

許可番号第 28 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

申請者 住 所 鹿児島県大島郡瀬戸内町勝浦 1529 番地
氏 名 株式会社 里山興業
代表取締役 里山 純高

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたものであることを証明する。

令和 5 年 6 月 1 6 日

瀬戸内町長 鎌田 愛人



記

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う一般廃棄物の種類

燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ・粗大ごみ・段ボール・新聞・雑誌

2. 許可期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

3. 許可区域 瀬戸内町内の区域に限る。

4. 許可条件

(1) 関係法令、町の条例、別紙許可条件を遵守すること。

(2) 許可証を他人に貸与または譲渡してはならない。また、瀬戸内町が発行した許可証で本町以外の市町村の一般廃棄物の収集運搬をしてはならない。

(3) 許可車輛以外の車輛で収集運搬業を行ってはならない。

(4) 分別収集に努め、資源ごみ等は有効利用すること。

(5) 受託した廃棄物を不法投棄や受託者が焼却する行為をしてはならない。